

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	令和8年度 第1回入間市空家等対策協議会
開 催 日 時	令和8年7月30日(木) 午後1時30分開会 午後2時35分閉会
開 催 場 所	市庁舎B棟5階 第3委員室
議 長 氏 名	入間市長 杉島 理一郎
出席委員(者)氏名	清水 真由美、青木 富孝、田原 和秀、長谷川 敏男、戸邊 洋祐、 河野 陽子、横田 修
欠席委員(者)氏名	岩澤 武夫、小嶋 洋行、田中 健太郎、曾根田 祥
説明者の職氏名	都市計画課主幹 星野 健司
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 委員紹介 5 職員紹介 6 入間市空家等対策協議会の概要について 7 副会長の選出 8 議 題 ○ 第3次入間市空家等対策計画の策定について(公開) 9 その他 10 閉 会
非 公 開 理 由	—
傍 聴 者 数	0名
配 布 資 料	1 令和8年度第1回入間市空家等対策協議会 次第 2 入間市空家等対策協議会委員名簿(裏面:職員名簿) 3 【資料1】入間市空家等対策協議会の概要について 4 【資料2】第3次入間市空家等対策計画の策定について 5 【資料3】第3次入間市空家等対策計画(素案) 6 【資料4】入間市空家等対策計画 主な変更(改定)箇所一覧表 7 【資料5】令和8年度第1回入間市空家等対策協議会パワーポイント (写し) 8 【資料6】第3次入間市空家等対策計画(素案)に対する意見等 (様式、裏面:記入例)
事務局職員職氏名	都市整備部部長 星 康貴 都市整備部次長 坂本 満 都市計画課課長 原島 隆浩 都市計画課主幹 星野 健司 都市計画課副主幹 浅見 嘉之 都市計画課主事 羽鳥 好美
会議録作成方法	要点筆記

会 議 録 (2)

議 事 の 概 要 (経 過) ・ 決 定 事 項

7 副会長の選出

- 委員の推薦により、戸邊委員を副会長に選出した。

8 議 題

- 協議会の会議録に署名する委員として清水真由美委員を指名した。
- 協議事項第3次入間市空家等対策計画の策定について、資料 2・3・4・5 に基づき、事務局より計画策定の経緯や改定の考え方、第3次入間市空家等対策計画の策定(素案)の内容、策定スケジュール等の説明を行った。
- 1名の委員から質疑を受け応答した。(一部、第2回(次回)の空家等対策協議会で回答予定。)

9 その他

事務局より、次の3点を説明した。

- 第2回(次回)の空家等対策協議会の開催について
令和8年10月30日(金)13:30から市役所B棟5階第2委員会室で開催する予定である。
- 第3次入間市空家等対策計画の策定(素案)に対する意見・質問について
【資料6】の意見様式に記入の上、郵送やメール等で返送いただきたい。
- 審議会の報酬及び費用弁償の支払いについて
8月下旬の支払いを予定している。

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
	8 議 題 (協議事項) 「第3次入間市空家等対策計画の策定について」
清水委員	「第3次入間市空家等対策計画の策定(素案)8ページの課題1」に記述している「必要性の軽微な管理支援」とは具体的にはどのようなことか。この件については、次回回答でもよい。
事務局	第2回(次回)の空家等対策協議会で回答とさせていただきたい。
清水委員	私が把握している事例には、ハザードマップの対象区域外であっても、崖地など立地条件等の理由により売却が困難となっている土地や家屋が存在する。そのような物件についても、ワンストップ型の不動産相談体制によって解決策を見いだせるのか。
事務局	ワンストップ相談体制では、税理士や建築士など専門家につなぎ、費用面などについて相談できる仕組みを想定している。 ただし、流通が困難な物件についても不動産会社の関与が必要となる。ワンストップ体制だからといって、通常とは異なる流通ルートが確立されるわけではなく、対応には限界があることが課題である。
会長	より多くの不動産事業者がワンストップ体制に登録することで、1社では取り扱えなかった物件でも、別の不動産事業者であれば購入希望者を見つけれられる可能性がある。そういった官民連携による相談体制の幅を広げることには意義があると思う。 実際に不動産業等の立場から意見を伺いたい。
長谷川委員	清水委員が指摘したような流通が難しい物件や長期間売却できない物件

発 言 者	発 言 内 容
横田委員	が増えており、「無償でも譲りたい」という相談も見られる。特に傾斜地の山林や空家は、管理費や老朽化による維持負担が大きく、譲渡を希望する所有者が今後さらに増える可能性がある。 一方で、無償譲渡では不動産業としての採算性や、所有権移転手続きなどに必要な費用をどう確保するかが課題となっている。 また、引き取った物件を売却物件として掲載しても、長期間売却できないケースが存在する。 福祉分野でも空家管理に関する相談が増えている。 空家にスズメバチの巣ができるなど、子どもの通学路周辺で危険な状態となり、所有者を調査したことがある。本人と話し合った結果、NPO法人の「空家・空地管理センター」につなぎ、管理を依頼した経緯がある。 このように所有者が判明し、対応に応じる場合は解決につながるが、連絡が取れない、または対応しない所有者の場合、周辺住民が不安や負担を抱えながら生活する状況が続いている。
清水委員	私の地域でも、所有者が現地に来ないまま、ごみ屋敷化したり、空き巣・不審者が発生したりするなど、多くの問題を抱える空家があり、警察や関係機関へ何度も相談している。社会福祉協議会が協力してくれた事例もある。 「第3次入間市空家等対策計画(素案)」を見て、自身の自治会では空家率が高い状況であるため、入間市の空家率が全国及び埼玉県と比較して低いことには驚いた。 また、所有者の中には、空家を売却すれば高額になると期待している人もいるが、建物が老朽化している場合、実際には価値がないことも多い。
会長	将来的に空家を利用する可能性があり所有を続ける場合は、有料で空家の管理を行う事業者を利用するなど、適切な管理を行ってもらう必要があ

発 言 者	発 言 内 容
	る。 また、管理されず放置されている空家については、売却や流通を検討してもらうなど、所有者や相続人へさまざまな形で働きかけることが重要である。 今後は、不動産事業者やNPOなど幅広い民間事業者と連携し、空家の発生予防や所有者への啓発に取り組んでいく。 それでも売却できない、事情により処分できない物件は残るため、危険な空家にならないよう適切に対応することが重要である。 今回の計画案には、これまでの課題感を盛り込んでおり、これと同様に来年度からの新たな計画期間において、新たな課題が生じた場合はその次の計画へ反映する形で運用していきたい。 よろしければ、本日の会議はここまでとし、委員からの意見を参考に、計画策定事務を進めていくこととしたい。
議事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。 令和8年 8月28日 議 長 の 署 名 杉 島 理 一 郎 議長が指名した者の署名 清水 真由美	